

令和 2 年 11 月 27 日

保護者の皆様

宜野湾市立宜野湾小学校・幼稚園
校長・園長 松村 徹
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症への対応について（再）

平素より、本校の教育活動にご理解・協力をいただき心より感謝申しあげます。保護者の皆様には、新型コロナウイルス感染対策のための検温やマスク着用にご協力いただき感謝いたします。

つきましては、市教育委員会の対応基準を基に、下記の通り対応させていただきますので、該当する場合は、速やかに学校へのご連絡をお願いいたします。なお、感染者が出た場合、プライバシー保護（個人特定を避ける）を徹底し、偏見やいじめ等が起こらないよう、引き続きご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。学校におきましても保健所・市教育委員会の指導の下、感染防止、プライバシー保護を行っていきます。

記

1. 園児児童が「感染症罹患者」となった場合は、下記の対応をする。

- (1) 罹患者本人は、治癒するまで「出席停止」とする。
- (2) 臨時休業の判断（更新）

園児児童生徒の感染が確認された場合、教育委員会は、学校の臨時休業を決定する。原則として、濃厚接触者の特定や消毒に要する3～5日間程度は、臨時休業とする。

※物の表面についたウイルスの生存期間は、付着した物の種類によって異なるが、24時間～72時間くらいと言われているため、72時間放置した後、1～2日で消毒作業を行う。また、感染が複数校にわたる等、市内全域に感染拡大が懸念される場合は、本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議に諮り、市内全幼小中学校の臨時休業を決定する。

- (3) 校内等の消毒が終了し保健所等からの助言をもとに、教育委員会は、学校再開日を決定する。

2. 園児児童生徒が「濃厚接触者」とされた場合は下記の対応をする。

- (1) 当該者は、「出席停止」扱いとし、出席停止期間は、感染症罹患者と最後に接触した日の翌日から起算して2週間とする。（ただし、保健所等からの助言をもとに、短縮・延長する場合もある。）

3. 園児児童生徒の同居家族が「感染症罹患者」の場合は、下記の対応をする。

- (1) 同居家族の感染が確認された日の翌日から「2週間の出席停止」とする。（ただし、保健所等からの助言をもとに、短縮・延長する場合もある。）

※上記1～3の場合は、幼稚園・小中学校は速やかに教育委員会へ一報を入れ、迅速に対応策を協議する。

裏面へつづく

四、登校の基準

4. 園児児童生徒の感染は確認されていないが、下記のいずれかの「症状」があり、欠席した日数は「出席停止」扱いとする。

- (1) 37.5度（目安）以上の発熱や風邪症状（咳等）。
- (2) 味覚や臭覚の異常、強い倦怠感や息苦しさ（呼吸困難）。
- (3) 沖縄県警戒レベルが第3・4段階の場合、出席停止扱いに下記の事項を追加する。

○園児児童生徒に症状はないが、同居の家族に発熱等の風邪症状がみられる者（同居の家族に症状がなくなれば登校は可能です）。

- (4) 同居家族に発熱等の症状があり、PCR検査を受ける予定になった場合。

5. 医療的ケアが日常的に必要な園児児童生徒や基礎疾患のある園児児童生徒についての対応

- (1) 主治医と相談し、個別に登校の判断をする。
- (2) 感染症拡大予防の観点から欠席する場合は、「出席停止」とする。

6. その他

- (1) 感染症拡大予防の観点から、保護者が園児児童生徒を出席させなかつた場合は、事情を聞いたうえで欠席扱いとせず、校長の判断で出席停止とすることができる。
- (2) 市内及び近隣市町村で感染者が増加した場合は、教育委員会は、状況に応じて対応を判断する。

市内幼小中学校において、新型コロナウイルス感染症対策は、上記の対応を行います。

なお、本基準については、沖縄県内の感染拡大の状況や国や県の対応方針等、ならびに学校の状況等を検討事項に加え、隨時、基準を変更することもあります。